

指定障害福祉サービス事業所等  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児入所施設  
指定障害児相談支援事業所

管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和 8 年 6 月からの福祉・介護職員処遇改善加算に係る体制届の提出について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

国においては、令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに期中改定を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設に加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に福祉・介護職員処遇改善加算が創設されました。

ついては、令和 8 年 4 月・5 月に福祉・介護職員処遇改善加算サービス区分Ⅰ・Ⅱを算定している指定障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設及び福祉・介護職員処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援において新たに加算を算定する事業所におかれましては、6 月以降分の新加算に対応した体制届の提出が改めて必要になりますので、御提出ください。

なお、令和 8 年 6 月以降分の福祉・介護職員処遇改善加算に対応した体制届については、令和 8 年 4 月 16 日(木)に掲載しております。

#### 1 対象事業者

令和 8 年 6 月から拡充後等の福祉・介護職員処遇改善加算（加算Ⅰ・イ又はⅠ・ロ、加算Ⅱ・イ又はⅡ・ロ）を受けるために計画書を提出した障害福祉サービス事業所等又は新たに加算を算定する事業所（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援）

※ 別紙 1 を参照ください

#### 2 提出期限

令和 8 年 5 月 15 日（金）まで

#### 3 提出書類（体制届）

以下 2 点を提出してください。計画書の提出は不要です。

##### 【指定障害福祉サービス事業所等】

- ① 様式第 1 号（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）
- ② 別紙 1 - 1（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）

##### 【指定障害児通所支援事業所等】

- ① 様式第 1 号（障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書）
- ② 別紙 1 - 2（障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

#### 4 様式掲載場所

##### 【指定障害福祉サービス事業所等】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「8-6. 令和8年度体制届に関するお知らせ（者）」

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=369>

##### 【指定障害児通所支援事業所等】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「8-7. 令和8年度体制届に関するお知らせ（児）」

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=370>

#### 5 提出方法

提出書類（「様式第1号」及び「別紙1-1又は1-2」）を紙媒体にて申請を行ってください。

<提出先>

○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 宛

※ 封筒に「(サービス名) 処遇改善加算 在中」と記載してください

○持参の場合

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当（川崎市役所本庁舎12階）

**※ 上記提出方法については、令和8年6月から拡充される福祉・介護職員処遇改善加算への対応に係る体制届の提出のみです。その他の変更については、従来通り、変更する月の前月15日までに郵送にて体制届をご提出ください。**

#### 6 計画書が未提出で、処遇改善加算を新たに取得したい場合

7月以降から新たに加算を受けたい事業所につきましては、下記URLをご参照の上、申請を行ってください。

なお、計画書の締め切りは、加算を受ける前々月の末日までとなっております。

・障害福祉サービス処遇改善加算等申請システム

[[<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp/>]]

#### 7 留意事項

既に令和8年6月分以降の福祉・介護職員処遇改善加算に対応した体制届を提出した指定障害福祉サービス事業所等につきましては、改めて体制届を提出する必要はありません。

問合せ先

障害者施設指導課事業者指定担当

電話：044（200）2927

FAX：044（200）3932

メール：[40sidou@city.kawasaki.jp](mailto:40sidou@city.kawasaki.jp)

## 令和8年6月からの福祉・介護職員処遇改善加算

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					
	I		II		III	IV
居宅介護	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
重度訪問介護	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
同行援護	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
行動援護	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
重度障害者等包括支援	I・イ	I・ロ			III	IV
生活介護	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
施設入所支援	I・イ	I・ロ			III	IV
短期入所	I・イ	I・ロ			III	IV
療養介護	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
自立訓練（機能訓練）	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
自立訓練（生活訓練）	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
就労選択支援	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
就労移行支援	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
就労継続支援A型	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
就労継続支援B型	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
就労定着支援	I・イ	I・ロ			III	IV
自立生活援助	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
共同生活援助	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
児童発達支援	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
医療型児童発達支援	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
放課後等デイサービス	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
居宅訪問型児童発達支援	I・イ	I・ロ			III	IV
保育所等訪問支援	I・イ	I・ロ			III	IV
福祉型障害児入所支援	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV
医療型障害児入所支援	I・イ	I・ロ	II・イ	II・ロ	III	IV

※ 4月・5月の福祉・処遇改善加算を区分Ⅰで算定している場合

→令和8年度特例要件等を満たした場合、6月以降のサービス区分は、「Ⅰ・イ」又は「Ⅰ・ロ」を選択し提出ください。

※ 4月・5月の福祉・処遇改善加算を区分Ⅱで算定している場合

→令和8年度特例要件等を満たした場合、6月以降のサービス区分は、「Ⅱ・イ」又は「Ⅱ・ロ」を選択し提出ください。

**※ 4月・5月の福祉・処遇改善加算を区分Ⅲ又はⅣで算定している場合は提出不要となります。**

※ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援につきましては、令和8年度特例要件又は処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件を満たす場合、令和8年6月から算定可能ですので、体制届を提出ください。